各位

株式会社アステム 代表取締役社長 吉村 次生

(お問合せ先) 経営企画部 部長 江口 竜次092-409-1575

独占禁止法違反の再発防止に向けたコンプライアンス遵守の取組みに 関するお知らせ

当社は、2021年11月9日に独立行政法人国立病院機構本部が発注する「九州 エリア」に所在する病院が調達する医薬品の入札に関して独占禁止法違反の疑い があるとして立入検査を受けました。

以降、当社は公正取引委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、 本日、独占禁止法第7条第2項、第7条の2第1項の規定に基づく排除措置命令 及び課徴金納付命令を受けました。

このような事態に至り、お取引先様ならびに関係者の皆様には多大なご迷惑、 ご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社では、2005年に「行動憲章・企業倫理行動基準(コンプライアンス 指針)」を制定し、会社を挙げてコンプライアンス遵守の徹底に取り組んで まいりましたが、かかる事態を招いたことを受けて、これまでの施策に加えて 別表/別紙の再発防止策及びコンプライアンス強化取組みを実施しております。

つきましては、既に実施済の事項とあわせてお知らせいたします。

当社といたしましては、今回の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、全社員一同、 さらなるコンプライアンス遵守の徹底を図り信頼回復に努めてまいりますので、 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## ◆独占禁止法違反再発防止策とコンプライアンス強化取組 ①経営者からの情報発信 ・トップダウンで独占禁止法遵守メッセージ発信 ・同業他社との接触禁止 ・経営基本方針や各種会議でコンプライアンス遵守啓発を継続 ・取締役は、コンプライアンスの徹底を率先垂範することを決意表明 ・管理職クラス…会議にて経営トップより遵法精神を説き根付かせる 改革 ※独占禁止法遵守に特化したワークショップ(ディスカッション形式の研修)実施 ・階層別…定期研修で独占禁止法遵守のテーマ追加 ・営業職…業界研修で独占禁止法遵守、コンプライアンス意識向上研修受講 ・全社員…コンプライアンスミーティング、 e ラーニングにて独占禁止法遵守の研修実施。 ・全社員…社内ポータルにコンプライアンス関連の情報ページを設け、他社案件などの最新情 報を随時掲載 ①コンプライアンス委員会 ・コンプライアンス規程で委員会の権限強化などを明記 体 委員会での取組課題に独占禁止法遵守に関するテーマを選定 制 ②医薬営業本部に、独占禁止法への対応、教育を行う特命担当を新設 の ③同業他社との接触時の事前申請、事後報告のシステム整備 ④㈱フォレストホールディングス(親会社)に、内部監査機能に法務担当機能を加えた内部統 制室を新設し、ガバナンスやリスク・マネジメントの観点からグループ全体のコンプライア ンスを統括 【独占禁止法】 ①企業倫理行動基準(コンプライアンス指針) ・独占禁止法遵守の明記と企業倫理基準 に「独占禁止法 Q&A」を追加 ②コンプライアンス規程 遵守すべき規程に「独占禁止法遵守規程」を追加明記 ③社員 表彰懲戒規程 種 ・懲戒事由 に独占禁止法、景品表示法 および不正競争防止法に違反した場合を明記 規 ④独占禁止法遵守規程 新設 程の ・アステム他各グループ会社は本規程をもとに各社の事業内容に 合せてガイドライン~ルー ルを制定 制 ⑤同業他社との接触に関するルール策定 定 ⑥内部通報規程 ・通報対応を行う従事者の明記と 不正行為等の早期発見に資するよう 通報者保護などを ・自主的に通報した場合や調査に協力した場合に懲戒処分等を減免することを明記(社内リ ニエンシー) ①独占禁止法に関する監査の実施 ②監査結果の報告 ニタリング 監 ・経営トップ、取締役、監査役への報告 査 ③定期モニタリングの継続実施 ・ 社外メール監査 (毎月) 当社及び当社親会社㈱フォレストホールディングス取締役の報酬について ①当社 • 代表取締役 月額報酬の10%を3ヶ月間自主返納 人事 • 取締役(医薬営業本部長) 同上 関 取締役 月額報酬の 10%を1ヶ月間自主返納 連 ②㈱フォレストホールディングス • 代表取締役 月額報酬の10%を3ヶ月間自主返納 • 取締役 月額報酬の10%を1ヶ月間自主返納